沖裁判不当判決抗議集会。資本と国家権力に対する怒りみなぎり、「加害者三井こそ被告に据えなければ……」の思いたかぶる。

闘いのマッ殺許さぬ

沖裁判の不当判決抗議集会　三井こそ被告だ

三池大災害原告団は、八月二十六日三川公民館で「沖克太郎裁判不当判決一周年抗議集会」を開いたところ、荒尾地評などからさえ代表がかけつけてきて、やがて判決を迎える三川鉱長室事件控訴審を勝利し、逆に加害者三井鉱山をこそ被告として責任追及してゆくことを誓った。

集会には百人を超す人びとが集ったが、その前でわざわざ福岡からかけつけてきた古原進弁護士が、裁判の今日までの経過とその問題点について報告。あと、あいさつや組合員の意見発表がうちつづいた。

なかでも谷端前書記次長は立って、次のようにこの裁判のもつ意義について述べた。

×

果てしなく合理化をすすめる三井鉱山は、一般の者ばかりでなく、CO患者さえどしどし処分し、命を守るCO闘争そのものの抹殺さえたくらんでいる事実を、この問題がハッキリ示した。

また沖さんへの弾圧は、なかまの一人でも殺されるならば、各職場は抗議するため連日鉱長室に押しかけていた情勢のなかで行なわれた。

自然発火の事実を認めない、会社の法廷での姿勢は、かえって原告や組合員の怒りを呼ぶ結果となったが、会社が国家権力とグルになっての弾圧は、原告ばかりでなく、一般の組合員のすべての闘いを抹殺するねらいをもつことをさらけ出した。断じて許せない。

※　※

三井東圧化学にもガン

▼…製鉄用コークス工場の肺ガンについては、政府で労災認定をし、また五年以上従事者には健康管理手帳交付も認めるようになりました。

しかし一般用コークス工場でも肺ガン多発しているのに、これを認めていません。

労働省は炉の温度千三百度という、法に定めのない基準を勝手につくり、これで適用範囲の拡大を阻止しようとしています。

合化三井化学労組（大牟田）では、コークス工場、タール工場で四十年に金子さん、四十四年に上滝さん、四十九年に柴田さんがそれぞれ肺ガンで死亡したことを重視し、すでに三名については大牟田労働基準監督署に労災申請をしていますが、七月十日には福岡労働基準監督局に対し、十名の退職者について健康管理手帳の交付申請を行ないました。

十名の人は、いずれも五年以上コークス、またはタール工場に働いていた人たちです。

×

福岡県労災連絡会の新聞から

火花

千葉県から

そこかしこに飛び火　命を守るたたかい

寄せられる連帯の便り

はじめまして！　私は千葉の中心合唱団に入って頸肩腕症候群の苦しみを訴えた創作曲〝いのちの叫び〟を、今うたっています。

六月一日神戸で行なわれた全電通の全国祭典で、一位に選ばれました。

今バイエルを習っているんですが、うまくなりません。

ピアノもほしいんですが、高くてちょっとまよっています。

今後とも、よろしくお願いします。二十歳です。

平島美佐子（富津市金谷四二一七）

こんにちは！　今度CO患者守る会に入り、頑張っていくことにしましたのでよろしくお願いします。

私は職業性頸肩腕症候群に罹病して、二年半が過ぎました。

認定されたのに、紙片一枚ですまそうとする公社。

集団交渉するなかで、罹病者だけではダメだ！　家族もふくめた闘いをしていかなければ、と今罹病者の家族が立ち上がっています。

内田　正代（富津市小久保二九八七）

こんにちは。私も職業性頸肩腕にり病して一カ月余り。交換台をぬけてり病者デスクにいますけど、デスクが狭かったり。毎月課長交渉やっていますけれど、公社はいっこうに私たちの要求をうけ入れることをしません。公社の仕事からなんて、敵は思っていないのですネ。

昨日仲間二人の親がきて、集団交渉にくわわりました。そしたらいつもバカヤローよばわりしている課長が、ペコペコしていました。これが本質ですネ。

私は只今二十一歳。一歳十カ月の雅典という息子と、二十六歳の一男さんというだんなさんがいます。

ほんとに少しずつ、革命はすぐおきないで、戦争はすぐおこります。私たち働く者が安心して働けるように、がんばりたいと思います。共にがんばりましょう。

岡崎　恵子（君津市西猪原二二七）

こんにちは。昨日私の父も加わって、電々公社に集団交渉をしました。

「不治の病い、といわれるようなこと言ってるんだ！」

この頃、寄せられてくる若いなかまの便りがふえてきました。一括してご紹介します。

が、練習できなくてなかなか進まないんですよ。

夜練習できないので、朝仕事にでる前すこしやっているんですが

育成するなどということは、憲法に違反する。

これまで、自治体の財政問題をめぐるこの種の運動は見られなかった。この裁判がはじめてで、そのためいっそう重大性をましてきている。

必ずや、息の長い裁判になるだろう。みんながますます強く力を結集し、みんながもちよる事実をつきつけ法廷でたたかおう」

回を重ねてゆくごとに、この裁判の意義の重大さがますます加わってゆくことが痛切に感じられた。

×　×　×

御礼

故井手正光さん（行年55歳）のご遺族から、香典返しの気持からと、多額のCOカンパを戴きました。心から御礼申し上げると共に改めて故人の御冥福をお祈り致します。

悲しみの遺族に未亡人キイ子さんほか、四人の御子息があり、荒尾市万田社宅十手町九に居住。

なお故人は、主としてCO遺族守る会担当執行委員として、ついこの先日まで御精励いただいた方で、停年間近いため辞任されたばかりでした。

御逝去は八月二十五日でした。

心から惜しまれております。

電気税裁判第二回公判

国は憲法に違反

問われている自治体の本旨

大牟田市（古賀治市長）が起こした〝電気税裁判〟の第二回公判は八月二十日、福岡地方裁判所の民事部法廷で開かれ、百人を超える傍聴者がかけつけて真剣に見守った。

この日の法廷では、地方公共団体の課税権の在り方が問題にされたが、この裁判が地方自治の本旨を問う歴史に残る裁判だけに、全傍聴者も息をのんだように耳をかたむけた。

国を相手どったこの裁判に対しては、当然ながら自治労としても真剣にのぞんでいる。保守と革新とを問わず、地方自治の存在を左右するものとなるところから、自治労としてはこの裁判を次の視点で取り組もうとしていることが明らかとなった。

一つは、この裁判が、地方自治に関する今日の法律は、いったいだれのためのものなのか、そこから明らかにしてゆく覚悟を固めなければならない。相手はすでにその論点から逃げて、ただ地方自治法のもつ条件だけで争おうとしているが、そのことが問題点をかえってさらけ出している。

二つには、真実を法廷で追及してゆくには、やっぱりそのための中核を結集しなければならない。憲法違反を許さず、民主的自治体を守り抜く体制を確立することが求められている。

三つには、何はさておき産業別労働者の組織をはじめ、さらには社会党をはじめとする革新政党との結合をはかり、国政そのものの変革を目指してたたかいをまき起こすこと。それなしに、真の勝利を得ることは困難だ。

以上がその大要だが、そのような視点に立って、当の大牟田市職労はたたかいの先頭に立ち、労働条件のいっそうの改善闘争と、住民闘争を強めてゆくことが求められた。

さらに担当の青木弁護士は、ほぼ次のようにこの裁判のもつ意義について語り、傍聴者に訴えた。

「私の知る限り、みんなの力でなくて心暖まる判決が出てくるなどということはなかった。

この裁判の中心課題は、電気税非課税の問題が憲法下の地方自治法を侵害しているかどうか、を明らかにすることだ。

地方自治体はあくまで国から独立し、地方住民の意志でこそ守られていかなければならない。これは、憲法によって動かしがたいものとなっている。

国は、地方自治体が課税権をもたない、と主張している。だがそれは、憲法が保障していること。課税権を犠牲にして特定の産業を育成するなどということは、憲法に違反する。

これまで、自治体の財政問題をめぐるこの種の運動は見られなかった。この裁判がはじめてで、そのためいっそう重大性をましてきている。

必ずや、息の長い裁判になるだろう。みんながますます強く力を結集し、みんながもちよる事実をつきつけ法廷でたたかおう」

回を重ねてゆくごとに、この裁判の意義の重大さがますます加わってゆくことが痛切に感じられた。

×　×　×

京都市から

三池の闘いは、機関紙〝みいけ〟を通じ勉強させてもらっています。

先日も労大講師の塚元先生と交流し、多くまなびました。

その頃職場にて学習会を開いても集まらない。呼びかければ、さけて通る状態でした。

先輩から「三回やってもダメなら、四回とねばり強く呼びかけろ」といわれ、やりました。

「もうあかん」、とも思いました。

しかし、三池のオバさんの言葉を思い出し、日常職場の仲間とあまり話さなかった僕は、意識して休憩時間などたあいない話をするように心掛けました。でも、話が労働運動となると逃げて行くのです。

そんなとき塚元先生から、「学習はやらなければいけない。うたったり踊ったりだけでは、いざという時仲間はついてこない」といわれ、頑張りたいと思っています。

足立　勇二（東山区山科西野岸ノ下町）